



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年1月12日金曜日 第474号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則.....（税務課）..... 7
 愛媛県核燃料税条例施行規則.....（ " ）..... 7
 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則.....（医療対策課）.....19

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）.....21
 地域森林計画の公表.....（林業政策課）.....22
 地域森林計画の変更の公表（4件）.....（ " ）.....22
 保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）.....22
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）.....22
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）.....24
 道路の区域変更（一般国道378号）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）.....24
 道路の区域変更（県道宇和明浜線外）.....（南予地方局西予土木事務所）.....25
 道路の供用開始（県道平野坂戸線）.....（ " ）.....25

公営企業公告

愛媛県立今治病院夜間看護補助派遣業務の委託.....（公営企業管理局総務課）.....25

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則

愛媛県核燃料税条例（令和5年愛媛県条例第28号）の施行期日は、令和6年1月16日とする。

○愛媛県規則第2号

愛媛県核燃料税条例施行規則を次のように定める。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県核燃料税条例（令和5年愛媛県条例第28号。以下「条例」という。）第10条、第11条第2項、第12条及び第15条の規定に基づき、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式）

第2条 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
条例第10条の規定による申告書及び条例第11条第2項の規定による修正申告書	様式第1号
条例第12条の規定による通知書兼納額告知書	様式第2号

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に関する書類の様式は、愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第1条の表⁽²⁾の項、⁽⁵⁾の項、⁽⁸⁾の項及び⁽⁹⁾の項に規定するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月16日から施行する。

(愛媛県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成31年愛媛県規則第3号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 愛媛県核燃料税条例（平成30年愛媛県条例第48号）附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされている同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

4 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(57) 省略</p> <p>(58) 省略</p> <p>(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(57) 省略</p> <p><u>(58) 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成31年愛媛県規則第3号）</u> <u>様式第1号</u></p> <p>(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p>

様式第1号(第2条関係)

(その1) 価額割用

年 月 日		※ 処 理 事 項	発信年月日				
愛媛県知事 様			通 信 日 付 印	確 認 印			
所 在 地							
名 称							
代 表 者 氏 名							
担当者氏名及び所属課並びに電話番号		〔 局 課 番 〕					
年 月分核燃料税(価額割)		申 告 書 修正申告書					
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額				
申告額又は修正申告額①	円	$\frac{8.5}{100}$	円				
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額②							
この申告により納付すべき税額① - ②							
今回挿入された核燃料の明細							
発電用原子炉 の 名 称	核燃料の発電 用原子炉への 挿入年月日	年 月 日 (愛媛県核燃料税条例(令和5年愛媛県条例 第28号。以下「条例」という。)第4条第2 項第 号該当)					
課 税 対 象 核 燃 料			課 税 対 象 外 核 燃 料		挿入核燃料 の合計体数		
核燃料の体数 ③	核燃料の重量 ④	核燃料の価額 (課税標準額) ⑤	条例附則第2項 に該当するもの の体数 ⑥	その他のものの 体数 ⑦	③+⑥+⑦		
体	kg	円					
計	計	計	体	体	体		

備考

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「 年 月分」は、核燃料を発電用原子炉へ挿入した日の属する年月を記載すること。
- ③から⑤までの各欄は、核燃料の単価の異なるごとに区分し、記載すること。
- 不要の文字は、抹消すること。

(その2)出力割用

愛媛県知事 様	※ 処 理 事 項	発信年月日				
		通信日付印	確認印			
所在地						
名称						
代表者氏名						
担当者氏名及び所属課並びに電話番号						〔 局 課 番 〕
年 月分核燃料税(出力割) 申告書 修正申告書						
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで					
区 分	熱出力 ①	課税期間 の月数②	課税標準たる熱出力 ③(①×②/3)	税 率 ④	税 額 (③×④)	
申告額又は修正 申告額	千 kw	月	千 kw	円/千 kw	円	
	運転に係 る事業			59,000		
	廃止に係 る事業			29,500		
	計 ⑤					
この申告が修正 申告である場合 は、既に納付の 確定した額	千 kw	月	千 kw	円/千 kw	円	
	運転に係 る事業			59,000		
	廃止に係 る事業			29,500		
	計 ⑥					
この申告により納付す べき税額 ⑤ - ⑥						
発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業の明細						
発電用原子炉の名称	熱出力 ⑦	使用前事業者検査 確認年月日等⑧	認可年月日 ⑨	廃止措置確認 年月日⑩		
	千 kw	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
合 計						

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「年 月分」は、課税期間の末日の属する年月を記載すること。
- 3 課税期間並びに税率が同一である複数の発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、これらの発電用原子炉の熱出力を合計した値を記載すること。
- 4 ③の欄は、1,000キロワット未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業の明細」は、熱出力その他の事項を発電用原子炉ごとに記載すること。
- 6 ⑦の欄は、愛媛県核燃料税条例(令和5年愛媛県条例第28号。以下「条例」という。)第7条第3項に規定する熱出力を記載すること。
- 7 ⑧の欄は、条例第5条第3項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 8 ⑨の欄は、条例第5条第4項に掲げる課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 9 ⑩の欄は、条例第5条第5項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 10 不要の文字は、抹消すること。

(その3)核燃料物質重量割用

年 月 日 愛媛県知事 様	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
		通 信 日 付 印	確 認 印			
所 在 地						
名 称						
代 表 者 氏 名						
担当者氏名及び所属課並びに電話番号	〔 局 課 番 〕					
年度分核燃料税 (核燃料物質重量割)		申 告 書 修正申告書				
区 分	課税標準たる使用済燃 料の重量①	税 率	税 額			
申告額又は修正申告額②	kg	円/kg 600	円			
この申告が修正申告である場 合は、既に納付の確定した額③						
この申告により納付すべき税額 ②-③						
賦課期日 (年4月1日) 現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の 明細						
使用済燃料が貯蔵されている 施設の名称	使用済燃料の体数	使用済燃料の重量				
	体	g				
合 計						

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「 年度分」は、条例第6条第2項に規定する賦課期日の属する年度を記載すること。
- 3 複数の発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、当該使用済燃料の重量を合計した値を記載すること。
- 4 ①の欄は、1キログラム未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「賦課期日 (年4月1日) 現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の明細」は、使用済燃料の体数及び重量を当該使用済燃料が貯蔵されている施設ごとに記載すること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第2条関係)

(その1) 価額割用

通知書兼不足税額等納額告知書			
所在地	様	年 月 日	
		愛媛県知事	国
<p>年 月分の核燃料税(価額割分)について課税標準額等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。</p>			
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
更正・決定額	円	$\frac{8.5}{100}$	円
既に納付の確定した額		/	
差引不足税額		/	
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
過少申告加算金	円	$\frac{\quad}{100}$	円
		$\frac{\quad}{100}$	
	計	/	
不申告加算金		$\frac{\quad}{100}$	
		$\frac{\quad}{100}$	
	計	/	
重 加 算 金		$\frac{\quad}{100}$	
<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント、 年 月 日以後の期間については年パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>		納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 県が収納の事務を委託した者 ・ 地方局
<p>注意</p> <p>1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年パーセント」の下に「、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。））」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2) 出力割用

通知書兼不足税額等納額告知書						
所在地						年 月 日
様						愛媛県知事 印
年 月分の核燃料税（出力割分）について課税標準たる熱出力等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。						
更正・決定に係る課税期間		年 月 日から			年 月 日まで	
区 分	熱出力 ①	課税期間 の月数②	課税標準たる熱出力 ③(①×②/3)	税 率 ④	税 額 (③×④)	
	千 kw	月	千 kw	円/千 kw	円	
更正・決定額	運転に係る事業			59,000		
	廃止に係る事業			29,500		
	計					
既に納付の確定した額	運転に係る事業			59,000		
	廃止に係る事業			29,500		
	計					
差引不足税額						
加算金額		基準額		乗率	金額	
					円	
過少申告加算金				100		
				100		
		計				
不申告加算金				100		
				100		
		計				
重加算金				100		
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント、年 月 日以後の期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。					納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 県が収納の事務を委託した者 ・ 地方局

注意

- 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年パーセント」の下に「、年月日から年月日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その3)核燃料物質重量割用

通知書兼不足税額等納額告知書

所在地

年 月 日

様

愛媛県知事

回

年度分の核燃料税（核燃料物質重量割分）について課税標準たる使用済燃料の重量等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。

区 分	課税標準たる使用済燃料の重量	税 率	税 額
更正・決定額	kg	円/kg 600	円
既に納付の確定した額			
差引不足税額			
加算金額	基準額	乗率	金額
過少申告加算金	円	100	円
		100	
	計		
不申告加算金		100	
		100	
	計		
重加算金		100	

<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関 ・指定代理金融機関 ・収納代理金融機関 ・県が収納の事務を委託した者 ・地方局
---	-----------------------	---

注意

- 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その4)

加算金決定通知書兼納額告知書

年 月 日

所在地

様

愛媛県知事

園

年 月 (年度) 分の核燃料税 (価額割・出力割・核燃料物質重量割分) について、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第 条第 項該当のため徴収すべき 加算金が次のとおり決定されましたから通知します。

加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
	円	100	円
過 少 申 告 加 算 金		100	
	計		
不 申 告 加 算 金		100	
	計		
重 加 算 金		100	

上記の加算金額を 年 月 日までに納付してください。

納付の場所

- ・ 指定金融機関
- ・ 指定代理金融機関

- ・ 収納代理金融機関

- ・ 県が収納の事務を委託した者

- ・ 地方局

注意

- 1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

○愛媛県規則第3号

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成18年愛媛県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の貸与者)</p> <p>第4条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間、3年間、<u>4年間</u>、5年間又は6年間（大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。）を通じて<u>地域医療医師確保期間選択制奨学金</u>（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者とする。</p> <p>(1) 大学の医学を履修する課程における _____ _____ 正規の修業期間</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(奨学金の貸与の期間及び方法)</p> <p>第6条 奨学金を貸与する期間は、第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から2年、3年、<u>4年</u>、5年又は6年を経過する月（後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該後期臨床研修を修了する日の属する月）までとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(貸与の申請)</p> <p>第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、<u>地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与申請書</u>（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) _____ 初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては、<u>研修期間</u>、研修内容等を証明する書類</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(返還の免除の申請等)</p> <p>第13条 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、<u>地域医療医師確保期間選択制奨学金返還免除申請書</u>（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、<u>地域医療医師確保期間選択制奨学金返還猶予申請書</u>（様式第9号）に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>様式第1号（第7条関係） <u>地域医療医師確保期間選択制奨学金貸</u></p>	<p>(奨学金の貸与者)</p> <p>第4条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間、3年間<u>又は4年間</u> _____（大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。）を通じて<u>地域医療医師確保短期奨学金</u> _____（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者とする。</p> <p>(1) 大学の医学を履修する課程における<u>第3年次以上から当該大学を卒業するまでの</u>正規の修業期間</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(奨学金の貸与の期間及び方法)</p> <p>第6条 奨学金を貸与する期間は、第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から2年、3年<u>又は4年</u> _____ を経過する月（後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該後期臨床研修を修了する日の属する月）までとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(貸与の申請)</p> <p>第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、<u>地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書</u> _____（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>医学生にあつては大学の学業成績証明書</u>、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては<u>研修期間</u>、研修内容等を証明する書類</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(返還の免除の申請等)</p> <p>第13条 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、<u>地域医療医師確保短期奨学金返還免除申請書</u> _____（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、<u>地域医療医師確保短期奨学金返還猶予申請書</u> _____（様式第9号）に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>様式第1号（第7条関係） <u>地域医療医師確保短期奨学金貸与申請</u></p>

与申請書

地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与申請書

省略

地域医療医師確保期間選択制奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

省略

貸与希望期間	2年・3年・4年・5年・6年
--------	----------------

省略

申請者が貸与を受ける地域医療医師確保期間選択制奨学金について、本人と連帯して返還の債務を負担します。

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

様式第3号(第7条、様式第1号関係) 推薦書(医学生用)

省略

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日(満 歳)	入 学 年 月 卒 業 予 定 年 月 在 学 年	年 月 年 月 第 学 年

上記の者は、地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。

省略

注 省略

様式第4号(第7条、様式第1号関係) 推薦書(研修医用)

省略

上記の者は、地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。

省略

注 省略

様式第5号(第11条関係) 借用証書

省略

保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた地域医療医師確保期間選択制奨学金の返還の債務を負担します。

注 省略

様式第7号(第13条関係) 地域医療医師確保期間選択制奨学金返

書

地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

省略

地域医療医師確保短期奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

省略

貸与希望期間	2年・3年・4年
--------	----------

省略

申請者が貸与を受ける地域医療医師確保短期奨学金について、本人と連帯して返還の債務を負担します。

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

(4) 医学生にあっては、大学の学業成績証明書

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

様式第3号(第7条、様式第1号関係) 推薦書(医学生用)

省略

ふりがな		入 学 年 月	年 月
氏名		卒 業 予 定 年 月	年 月
生年月日	年 月 日(満 歳)	在 学 年	第 学 年
学業に関する状況			
健康に関する状況			
その他意見(人物評価等その他推薦事項。任意記入)			

上記の者は、地域医療医師確保短期奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。

省略

注 省略

様式第4号(第7条、様式第1号関係) 推薦書(研修医用)

省略

上記の者は、地域医療医師確保短期奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。

省略

注 省略

様式第5号(第11条関係) 借用証書

省略

保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた地域医療医師確保短期奨学金の返還の債務を負担します。

注 省略

様式第7号(第13条関係) 地域医療医師確保短期奨学金返還免除

還免除申請書

地域医療医師確保期間選択制奨学金返還免除申請書
省略
省略

注 省略

様式第9号(第16条関係) 地域医療医師確保期間選択制奨学金返還猶予申請書

地域医療医師確保期間選択制奨学金返還猶予申請書
省略
省略

注 省略

様式第12号(第19条関係) 保証人変更届出書

省略	
新連帯保証人	省略
証人	届出者の貸付決定番号 年度第 号 に係る地域医療医師確保期間選択制奨学金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。
省略	

注 省略

申請書

地域医療医師確保短期奨学金返還免除申請書
省略
省略

注 省略

様式第9号(第16条関係) 地域医療医師確保短期奨学金返還猶予申請書

地域医療医師確保短期奨学金返還猶予申請書
省略
省略

注 省略

様式第12号(第19条関係) 保証人変更届出書

省略	
新連帯保証人	省略
証人	届出者の貸付決定番号 年度第 号 に係る地域医療医師確保短期奨学金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。
省略	

注 省略

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第9号の規定による書類は、改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第9号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第21号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届 出 日 年月日
ショッピングゾーン新居浜CORE	新居浜市西の土居町1丁目乙250番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69番地1 代表取締役 紺野 彰	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69番地1 代表取締役 紺野 彰 株式会社伊予鉄高島屋 松山市湊町5丁目1番地1 代表取締役社長 林 巧	令和6年 1月28日	令和5年 12月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、令和5年12月27日、中予山岳地域森林計画を立てた。

中予山岳地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和5年12月27日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局農林水産振興部森林林業課及び四国中央駐在（四国中央森林林業振興班）において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和5年12月27日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在（今治森林林業振興班）において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和5年12月27日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在（愛南森林林業振興班）において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和5年12月27日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第27号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市中山町中山6号292の2、6号293、6号294の1、6号296の2、6号298の2、6号299の4、7号125の1、7号126の1、7号127の1、7号130の1、7号135、7号137、7号138、7号179の1、7号179の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中山町中山6号293・6号294の1・7号125の1・7号127の1・7号179の1・7号179の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第28号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本ケッチェン株式会社

東京都港区芝浦1丁目2番1号シーバンスN館20F

代表取締役社長 秋山 美高

2 事業場の名称及び所在地

日本ケッチェン株式会社新居浜事業所ユーロキャット工場

新居浜市磯浦町乙366-20

3 特定施設に関する事項

(1) S-963湿式電気集塵装置

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	1時間当たり25,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	令和6年3月20日	
工事の完成予定年月日	令和6年5月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 4
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 120
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 2.0
	炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 25 最大 30	

備考 特定施設の汚水等は、リン処理設備、凝集・沈降分離設備及び吸着設備で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 凝集・沈降分離設備

設 置 年 月 日	平成6年9月1日
処理施設の種 類及び型式	化学処理、物理処理
処理施設の構造	pH調整槽：SS-400、FRP、タールエボキシコート 凝集槽：SU S316 シクナー：SS-400、タールエボキシコート
処理施設の主要寸法	pH調整槽：直径1.4メートル 高さ4.5メートル 凝集槽：直径1.4メートル 高さ1.5メートル シクナー：直径3.2メートル 高さ3.0メートル
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル処理
汚水等の処理の方式	空気酸化、凝集沈降処理
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～8 最大 2～10	通常 6～8 最大 5～9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,372 最大 1,830	通常 17.5 最大 24.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 310 最大 768	通常 8.9 最大 23.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 38.3 最大 61.0	通常 11.1 最大 18.3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.20 最大 1.50	通常 0.90 最大 1.10
		通常 92 最大 126	通常 92 最大 126

(2) 吸着設備

設 置 年 月 日	平成12年2月24日		
処理施設の種 類及び型式	活性炭、シアン吸着キレート樹脂による吸着処理		
処理施設の構造	活性炭槽：FRP キレート樹脂塔：FRP		
処理施設の主要寸法	活性炭槽：直径0.8メートル 高さ1.5メートル キレート樹脂塔：直径0.8メートル 高さ1.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	吸着処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 5～9	通常 6～8 最大 5～9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 17.5 最大 24.0	通常 9.9 最大 13.8
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.9 最大 23.0	通常 4.5 最大 11.5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11.1 最大 18.3	通常 11.1 最大 18.3

	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.90	通常 0.90
		最大 1.10	最大 1.10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 92	通常 92
		最大 126	最大 126

(3) リン処理設備

設 置 年 月 日	平成13年10月1日		
処理施設の種類及び型式	化学処理、物理処理		
処理施設の構造	前段調整槽：P E 前段反応槽：P E		
処理施設の主要寸法	前段調整槽：直径 1.06メートル 高さ 1.25メートル 前段反応槽：直径 1.06メートル 高さ 1.25メートル		
処理施設の能力	1日当たり30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	pH調整、中和沈降		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 80 最大 120	通常 80 最大 120
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1.0 最大 2.0	通常 1.0 最大 2.0
	燃含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2 最大 4	通常 2.00 最大 4.00

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 25	通常 25
	最大 30	最大 30

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~8 最大 5~9
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.1 最大 11.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 4.0 最大 9.7
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 8.1 最大 13.3
	燃含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.66 最大 0.80
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 124 最大 176

○愛媛県告示第29号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年1月12日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和5年12月26日
- 指定道路の位置
四国中央市上分町字車田810番6、810番7、811番1、811番4
及び810番6地先道
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 24.41メートル
 - 幅員 4.50メートル、4.20メートル

○愛媛県告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市真網代乙182番4から 同市真網代乙185番6地先まで	旧	メートル 5.3~25.0	キロメートル 0.079	
		八幡浜市真網代乙182番1から 同市真網代乙185番6地先まで	新	5.3~60.9	0.079	

○愛媛県告示第31号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地1307番1から 同町依津2番耕地670番2まで	旧	メートル 26.2～106.2	キロメートル 0.168	
		西予市明浜町依津2番耕地1307番1から 同町依津2番耕地670番2まで	新	26.2～78.6	0.168	
"	"	西予市明浜町依津2番耕地1039番4から 同町依津2番耕地10番3まで	旧	4.3～31.2 13.7～29.8	0.740 0.488	
		西予市明浜町依津2番耕地1039番4から 同町依津2番耕地10番3まで	新	13.7～29.8	0.488	
"	平野坂戸線	西予市宇和町常定寺1014番3地先から 同町常定寺1011番1地先まで	旧	8.6～29.0	0.054	
		西予市宇和町常定寺1014番3地先から 同町常定寺1011番1地先まで	新	8.6～34.6	0.054	
		西予市宇和町伊崎274番1から 同町常定寺1067番1まで	旧	6.7～6.9 7.5～24.7 10.5～55.4	0.012 0.336 0.304	
"	"	西予市宇和町伊崎274番1から 同町常定寺1067番1まで	新	7.9～13.8 10.5～39.0	0.070 0.304	

○愛媛県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年1月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	平野坂戸線	西予市宇和町常定寺1014番3地先から 同町常定寺1011番1地先まで	令和6年1月12日

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。
 令和6年1月12日

愛媛県立今治病院長
 川上秀生

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立今治病院夜間看護補助派遣業務
- (2) 業務名及び数量
夜間看護補助派遣業務
人数 目標9名
業務従事予定日数（1日当たり5時間45分）
令和6年度：243日、令和7年度：242日、令和8年度：241日
- (3) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。

- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所
愛媛県立今治病院
- (6) 入札方法
入札金額については、夜間看護補助派遣業務の履行に要する一切の費用を含めた額とし派遣労働者1名における1時間当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) ISO27001/ISMSを取得またはプライバシーマークを保有している者であること。
 - (3) 医療関連サービスマークを取得している者であること。
 - (4) 過去3年以内に、愛媛県内の180床以上の病床を有する急性期病院において、9名以上の夜間看護補助派遣に係る契約実績を2件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
 - (6) 愛媛県内に本社又は事業所を有する者であること。
 - (7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
 - (8) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
 - (9) 3の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (10) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立今治病院総務医事課内
〒794 0006 愛媛県今治市石井町4丁目5 - 5
電話 (0898)2 7111 内線679
 - (2) 入札説明書の交付等
ア 交付期間
令和6年1月12日（金）から同年2月22日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時00分までの間を除く））とする。
イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (3) 必要書類の提出期限
令和6年2月22日（木）午後5時15分まで
 - (4) 入札の日時及び場所
令和6年3月4日（月）午後1時30分から
愛媛県立今治病院 2階 講堂
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加者に必要な資格を証する書類等」を2月22日（木）午後5時15分までに3の(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。
なお、愛媛県立今治病院長から当該書類の内容に関し説明を

求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
業務を履行できると愛媛県立今治病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Night nursing assistant dispatch service for Ehime Prefectural Imabari Hospital, 9 people
- (2) Bid date and time: 1:30 p.m., 4 March 2024
- (3) For further information, please contact: General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Imabari Hospital, 4 5 5, Ishiicho, Imabari, Ehime 794 0006 Japan
TEL 0898 32 7111 Ext 679